

(インターネット異性紹介事業者・個人用)

誓 約 書

愛知県公安委員会 殿

私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）第8条第1号から第6号までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は出会い系サイト規制法、児童福祉法第60条第1項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に出会い系サイト規制法第14条（事業の停止等）又は第15条第2項第2号（処分移送通知後の事業の停止）の規定による命令に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 心身の故障によりインターネット異性紹介事業を適正に行うことができない者
- 6 未成年者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名